

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより

第37号

<発行>特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 (事務局)さいたま市浦和区仲町 2・13・8

第 10 回定期総会のご報告

平成 26 年 6 月 1 日 (日) 第 10 回定期総会が、「埼玉教育会館」にて開催されました。

定款 28 条に基づき議決権のある正会員 733 名、当日の出席者 52 名、委任状 341 名、議決権行使 215 名、合計 608 名であり、今総会は有効に成立いたしました。また、最重要議案であった法人の解散に必要な定足数 550 名も満たしておりました。

ご来賓として、ご多忙中にもかかわらず、埼玉県福祉部高齢介護課課長 江森光芳様、埼玉県医師会会長 金井忠男様 (代理 埼玉県医師会常任理事 松本吉郎様)、埼玉県歯科医師会常務理事・地域保健部部長 深井穂博様、埼玉県薬剤師会副会長 鯉淵肇様、埼玉県看護協会専務理事 手島初枝様、埼玉県社会福祉士会理事 遅塚昭彦様、埼玉県介護福祉士会副会長 島田広様、埼玉県介護老人保健施設協会理事 平川汀子様、埼玉県社会福祉協議会研修開発部部長 加藤絵里子様、さいたま市介護支援専門員協会会長 宮本好彦様、相談役 千葉道子様にご臨席いただきました。

ご祝辞は、埼玉県福祉部高齢介護課課長 江森光芳様、埼玉県医師会会長 金井忠男様 (代理 埼玉県医師会常任理事 松本吉郎様) から頂戴しました。介護支援専門員に対する期待と励ましをいただき誠にありがとうございました。詳しくは、後述いたします。

引き続き第 1 号議案から第 6 号議案まで上程され、審議の後、採決に移り、賛成多数により全議案が採択されましたので、ここにご報告いたします。

- | | |
|--|-----------------------|
| 1 号議案・・・H 2 5 年度事業報告 | 2 号議案・・・H 2 5 年度決算報告 |
| 3 号議案・・・H 2 6 年度事業計画案 | 4 号議案・・・H 2 6 年度予算計画案 |
| 5 号議案・・・特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会の解散および
一般社団法人設立に関する件 | |
| 6 号議案・・・解散した時に残存する財産に関する件 | |

本年度事業の完全実施に向けての取り組みをはじめ、法人の解散と一般社団法人の設立に注力して参ります。会員の皆様のさらなるご支援・ご協力をお願いいたします。

文責 事務局

野呂理事長式辞

例年、麦が色づき収穫される季節に催している総会ですが、今年も無事に開催の運びと相成りました。

本日は、ご多用のところ、

埼玉県福祉部高齢介護課課長江森光芳様 埼玉県医師会 常任理事 松本吉郎様 埼玉県歯科医師会 常務理事・地域保健部部長 深井穂博様を始め、多くの御来賓の皆様のご列席を賜り、心より御礼申し上げます。

また、多くの会員の皆様にもお集まりいただき、御礼申し上げます。

さて、4月28日に第100回介護給付費分科会が開催され、平成27年度介護報酬改定に向けた今後の検討のすすめ方について、5月23日の101回は、定期巡回・随時対応型サービス、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、訪問看護について議論されています。今後、月2回ペースで実施するとのことですが、全体的には地域包括ケアシステムの実現に向け、各種サービスの目的とあり方を明確にし、それに対する報酬が検討されていくと思います。もちろんこのベースにあるのが医療と介護の連携と地域づくりであることはいまでもありません。

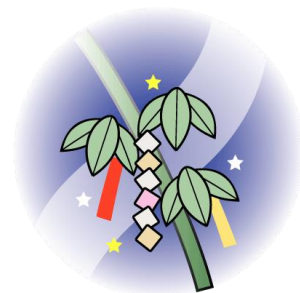
このような動きの中で、未だに介護支援専門員の必要性が問われる場面が見られます。

では、介護支援専門員がいなければ、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援をだれがコーディネートし誰がその責任を負うのでしょうか。資源は無尽蔵にあるわけではありません。使いたいサービスを使える人が使う。となれば、公平なサービスの利用は望めません。また、専門職間の連携等にも支障がでるでしょう。このようなできごとは、介護支援専門員の専門性がまだまだ十分に理解されていないということだと思えます。そこで、私たちは私たち自身の業務と専門性を再確認し、資質向上に向けた取り組みを促進するとともに、これまで介護支援専門員がいたからこそ実現できた多くの自立支援の成果を知っていただくことも必要だと考えます。それらの積み重ねが社会的な信用を得ることにつながると思えます。

私たちのやりがいは、利用者と家族の“笑顔”なのだと思います。ひとりでも多くの方の笑顔のために、当協会は活動してまいります。

そのためには、私たち自身が元気に笑顔で過ごしていることが重要です。今年度も元気に笑顔で参りましょう。

さて、これより平成25年度事業報告、収支決算、平成26年度事業計画案、収支予算案、そして、一般社団法人化に向けた解散等多数の議案を上程させていただきます。十分にご審議いただきました後、承認を賜りたく何卒、よろしく願いいたします。



埼玉県福祉部高齢介護課課長 江森 光芳 様ご祝辞

埼玉県の高齢化は、日本で最も早いスピードで高齢化が進行しているといわれています。

このため、高齢者人口の増加に伴い、一人暮らしの高齢者、高齢夫婦のみの世帯の増加など、家族の介護に頼れない高齢者が急速に増加することが見込まれています。介護が必要になっても高齢者が地域で安心して住み続けていくために、さまざまなサービスを切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムを着実に推進していく必要があります。これらを支えるために県では、地域包括ケアシステムを支える基幹サービスとして、定期巡回随時対応型訪問介護看護の 24 時間在宅サービスを普及に努めています。平成 28 年度には全市町村で実現を目指しております。しかし、実施地域の中には、まだまだ利用者が少ない地域もあります。このサービスを利用促進するにあたって介護支援専門員の理解と協力がとても重要であると考えています。県では、介護支援専門員や介護事業者へこのサービス必要性、実例やメリットを伝える、出前講座を実施しています。夜間も対応できますのでぜひ活用してください。

また、現在審議が進められている介護保険法の改正案の中では、介護支援専門員について専門的知識及び技術水準を向上させ、その他その資質の向上を図るようにつとめなければならないとされています。併せて国では、介護支援専門員の資質向上を図り、医療との連携、多職種協働推進をするために、介護支援専門員の試験制度や研修体系の見直しが進められています。今後は、介護支援専門員の受験要件の見直し、基礎研修と実務研修の統合、研修終了評価の導入、研修科目の充実、主任介護支援専門員の更新制の導入など大きな変更が見込まれます。県としましては国の見直し状況を注視しながら、更新研修を受講される方に、アンケートを取るなどして受講しやすい研修にしたいと考えています。引き続き埼玉県介護支援専門員協会のお力添えをお願いいたします。

埼玉県医師会常任理事松本吉郎様ご祝辞

介護支援専門員の皆様には、介護サービスを受けられる方やご家族のために日夜ご尽力されていますことお礼申し上げます。

さて、埼玉県からお話がありましたように、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が国会に上程され審議中です。これまでには例のない医療と介護をセットで審議するものですこの法律に関しては、与野党とも拙速ではないか懸念を抱いている点があります。私たち医師会も注目しております。

その主な内容は

- ・地域支援事業の充実、全国一律の予防給付を地域支援事業へ移行し、多様化
- ・特養について中重度の要介護者を支える機能への重点化（介護度 3 以上の入居）
- ・低所得者の保険料軽減を拡充
- ・一定所得のある方の自己負担 2 割に引き上げ
- ・特養などの入居者の補足給付の要件に資産など追加等が含まれています。

確かに、これからの高齢化の進行に伴い、改革が必要かもしれませんが、より慎重な審議を望んでいます

何十年後東京都の高齢者人口は、400万人になるといわれています。この数は島根県など4県を合わせた人口と同じです。

一方、私は、小児在宅医療についても取り組んでおります。在宅で暮らす小児は県内では600人程度で少ないのですが、外部身体障害者も含めて我々も手助けしてゆく必要があります。この分野では、介護支援専門員に相当する人がいなくて苦勞しています。保険制度の壁はありますが、手伝いでもいいよ、という方がいらっしゃればぜひご連絡いただきたいと思います。

さて、この後、基調講演で「地域包括ケア」について講演があります。地域包括ケアは分かりにくいといわれています。しかし、あまりハード面にとらわれず、何かを新しく作るのではなく、既存のある方々を使って、連携を深めることを考えてはいかがでしょうか。ですから多職種連携といわれています。

既存のもので連携を深めて使いやすくしていくことが必要と思っております。

ケアマネは、他職種に先駆けて更新制度が導入されております。なかなか大変と思いますが、社会の期待と信頼に答えられますよう、さらなる資質向上を図っていただきたいと思います。

埼玉県医師会は埼玉県と共催で研修会を開催しております。医療と介護と福祉の連携に関する研修会をはじめ、皆様方の研修会の講師を派遣しております

高齢者の方が生き生きとして安心して生涯が送れますようさまざまな事業を取組んでいきますので今後ともご協力をお願いいたします。

基調講演をお聞きして

基調講演は、厚生労働省老健局振興課総括課長補佐 遠藤 征也 氏にご講演いただきました。

演題は【地域包括ケアシステムにおける介護支援専門員の役割

～明るい未来社会の構築に向けて介護支援専門員の果たす責務とは～】

本講演はケアマネが専門職として役割を果たしてゆく【道しるべ】として貴重なお話しでした。今回欠席されました会員のみなさまにご紹介したいと思います。スライドの転用が禁止されていますが、ご講演をお聞きして、印象に残ったことばを掲載いたします。なお、遠藤氏に許可を得て掲載するものです。本誌「平成26年度新年号」と合わせてご覧ください。当協会 HP にバックナンバーを掲載しております。



① 介護支援専門員として絶対に必要なことは

- ・利用者の視点で仕事を進めて下さい。でなければ利用者は守れません。
- ・知識を取り入れ、自分で考えることが重要です。その繰り返しをしてゆく、自分で考える、考えることが教養です。
- ・自分で物事を考えることによって資質の向上が図られ、この学びを考える過程があるからこそ「自ら飛躍させ」、「ご利用者の自立支援を促し守ってゆくこと」ができます。
- ・制度は、信頼に基づいて成立しています。制度の持続可能に時間をかけるより、人の存在を尊重し、自分の存在が尊重されるという【**実感が持てる社会づくり**】が大切です。そのキーマンこそが介護支援専門員なのです。

② 介護保険の原点を忘れていませんか

- ・基本的な視点は利用者本位(自己決定)であり、主役はその人です。自己決定があって初めてできるものです。その自己決定を支援することが介護支援専門員の役割です。
- ・サービス提供は手段であって目的ではありません。本当の目的は高齢者の自立支援です。

③ 地域包括ケアが目指すもの

- ・地域では、要介護者以外にも様々な生活課題を有する高齢者がいます。介護保険のツールでは解決できない課題は多いが、地域では解決するシステムは少ない。自助・互助・共助・公助を相互に組み合わせ継続的かつ包括的にケアする必要があります。住民総意の基本方針のもとで可能な限り地域で生活していけるような包括的・継続的に支援していくことです。つまり【**地域生活の継続**】が目的です。

④ 遠藤氏から皆様に伝えたいこと

- ・ケアマネジャーの仕事は自分の裁量と判断で責任を持ちながら、自分の専門分野以外の方々と関わりあいを持つという

【 非常に創造的 】

でやりがいの感じられる仕事です。

- ・要介護者は多くの喪失体験(身体機能、友人、家族等)を経ています。生きる意欲を失い、希死願望がある方も少なくない。生涯で最も困難な時期を支え、今一度

【 生きる力 】

を引き出し、そして残された人生を満足して過ごせるような支援するのが介護支援専門員です。

- ・すなわちどのような最後を迎えるのか、【**その鍵を握っている**】といっても過言ではありません。

利用者だけではなく【**家族の幸せ**】も介護支援専門員にかかっています。

- ・利用者の後ろに家族がいて、その後ろに地域があります。誰もが安心して暮らせる社会は、地域が豊かであることが必須条件です。
- ・その意味でも、介護支援専門員は地域を豊かにする役割の一端を担っているといえます。人を支援し地域を豊かにするその様な

【 **魅力と可能性に満ちた仕事に誇り** 】

を持っていただきたいと思います。

第 6 回 研 究 大 会

今年度の研究大会のテーマは

- ・利用者とのきずな
- ・地域とのきずな
- ・支援者とのきずな

を深め、利用者の自立支援に資することが大切です。

この共通のキーワード

【 **きずな** 】

をテーマとしました。

今年度は、積極的に応募された方、事務局からテーマに相応しい演題として発表をお願いしましたテーマを含め、5席の発表がありました。

以下の概要を掲載いたします。

第 1 席	ホームと地域とが「つながる」ために	グループホーム福音の園・川越 管理者 杉澤卓巳様
-------	-------------------	-----------------------------

もっとも大切なことは、グループホームと地域が「つながる」ということではないでしょうか。こうした関係性を糧にしながら、グループホームにくらす高齢者は、地域の中でその人らしい豊かな暮らしを取り戻していくことができます(日本認知症グループホーム協会発行『生活支援のために』より。)

この実践に日夜心がけていましたところ、初めて『地域住民の方』がホーム入居者の居室を訪問していただきました。まさに、ホームと地域とが「つながった」出来事でした。

私たちは、ホームと地域とが「つながる」ために、以下を実践しています。

- 掲げている『理念・方針』どおりできるように『**共育**』している
- 開かれたホームにしなければ「つながりようがない」との考えから、運営・介護記録オープンにしている。
- ホーム機関紙を家族・支援者・ボランティア・関係機関配布している。
- ホームと地域がつながるためには、スタッフがつながっていなければならないという方針から、「**協働ケア**実現のために』給与明細書の封筒に機関紙を同封している。

第 2 席	歩けるようになりたい ～自己実現に向けて～	アズミメディケアセンター埼玉 管理者 関谷喜代美様
-------	--------------------------	------------------------------

今回の事例研究は、研究期間は2年間、研究方法はケアマネジメントプロセスに基づく、場面の再構成で利用者心理をマズローの欲求段階説で考えました。対象は79歳男性、定年後 健康に留意し生活していたが右化膿性股関節炎を発症し車椅子での生活を余儀なくされました。

- ・ 第 1 回担当者会議 (退院時) H24. 4 マズローの欲求断層：生理的・安全・社会的欲求
 目標：起居動作の自立 移乗動作の自立(P トイレ⇔車椅子⇔ベット)平行棒内往復歩行
- ・ 第 2 回担当者会議(認定更新)H24. 7 マズローの欲求断層：自尊欲求
 目標：歩行器(ピックアップ)歩行自立 段差の昇降の自立
 第 1 回住宅改修 H24. 12・玄関ポーチ段差解消 手すり設置 ・トイレ手すり設置
 第 2 回住宅改修 H25. 7・ 道路から玄関入り口までの手すり設置
- ・ 第 3 回担当者会議(目標更新等)H25. 8 マズローの欲求断層：自己実現
 目標：四点杖歩行が出来る 屋外歩行ができる。
- ・ 第 4 回担当者会議(目標更新)H26. 1 マズローの欲求断層：自己実現
 目標：四点杖室内自立歩行 屋外歩行器自立歩行の距離を伸ばす 自宅入浴
 もとのように「歩けるようになりたい」という本人の強い意思を尊重し、気持ちを切らすことなく提案を繰り返すことにより、身体機能が徐々に向上し、自己実現へと導いた。
 この事例研究を行ったことで、ひとつの事例に最大限の関心を向けて丁寧に向き合うことがマネジメントの質を左右するものだと感じています。

第 3 席	「私の療養手帳」の活用における連携	秩父訪問看護ステーション 管理者 山中 春子様
-------	-------------------	----------------------------

「私の療養手帳」とは当初「マイカルテ」と称し、秩父地域で在宅療養・介護を受けるご利用者やご家族を中心に、それを支援する専門職が連携するためのオリジナルツールとして開発したものです。

平成21年より検討会を組織し、様式を作成、3ヶ月の試用期間の後、紆余曲折を経て、ちちぶ医療協議会が秩父郡市医師会及び私の療養手帳委員会と共同で、平成25年10月より秩父郡市内の医療機関、介護保険サービス事業所、市町村等において発行を開始しました。（手帳は無料です）

本日は「私の療養手帳」の進捗状況と使用した実例をご紹介します。

○利用者数 53名 ○配布管理事務所数 17事業所

○活用効果

- ・経過記録により医療処置の変更が他職種にも共有できました。
- ・入院時、病院に手帳を持ちこむことで在宅の経過がわかりました。
- ・退院時、手帳のサマリー欄に記入があり各事業所が参考になりました。
- ・入院時、お薬手帳が参考になりました。（私の療養手帳に同梱）

まとめ

- ・手帳に活用で、他職種や各機関の情報共有で連携が容易になります。
- ・ショートステイや通所サービス等在宅から離れたサービスでの利用が少ないため活用の意義を理解してもらう働きかけが必要です。また、事業所の二重記入や介護支援専門員の負担感が大きいという課題があります。
- ・課題をクリアしながら、秩父地域に「私の療養手帳」を広めていきたいと考えています。

※『私の療養手帳』は、[ちちぶ医療協議会](#)のホームページよりダウンロードすることができます。

第 4 席	東南アジアの介護事情	当協会理事 長谷川佳和
-------	------------	-------------

JICA(独立行政法人 国際協力機構)より短期専門家として 2010.2/21～随時訪タイし、ケアマネジメントについて行政機関、病院と個人宅を訪問してアドバイスを実施してきました。

Thailand ではまだケアマネジメントという概念がありませんでしたが、日本をモデルとして医師、保健師、看護師、社会福祉士、保健ボランティアが中心となって学ぶという段階でした。

2012.11 より新規プロジェクト「要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト」LTOP が立ち上がり 2017.10 までの五年間で目標とする介護サービスの実施を展開してまいります。また、人材育成も兼ねておりケアマネジャーとケアワーカー研修も実施して専門家が続々と誕生しています。

私自身も LTOP の事業の中で実際にモデル地区 6 か所を定期訪問して、在宅の要援護高齢者を 200 件ほど訪問してケアプラン作成し、またモニタリングも実施してまいりました。

現政府の政策で、今後は介護の国際化に向けての検討がなされることが予想されます。Thailand を含む東南アジア諸国(ASEAN)も急速な高齢化が進むことが予想されています。日本の高齢化に対して実施してきたことが ASEAN のお手本となる日が目前に迫っています。

Thailand を皮切りに ASEAN、更には全世界に向けて、ケアマネジメントを普及してまいりたいと考えております。

第5席	ケアマネインターンシップの成果	当協会相談役	千葉道子
-----	-----------------	--------	------

本テーマは、広報誌特別10号で報告していますので、割愛いたします。

平成26年度会員表彰



当協会表彰規定に基づき第5回の表彰が総会后実施されました。厳正な審査の結果、長谷部朋子さんが表彰されました。おめでとうございます。

推薦理由を以下にお示しいたします。

平成13年より介護支援専門員の視点を持ち、訪問看護ステーションと居宅介護支援事業所を統括しながら、春日部地域で活躍されました。

また、地域のケアマネジャーの資質向上と活動しやすい環境づくりを考え、平成18年にケアマネ会を設立すべく準備を率先して行い陣頭指揮にあたり、19年4月に『春日部ケアマネ会』任意団体として発足させ、初代会長に就任されました。現在の春日部ケアマネ会の礎的存在であるとともに、老朽化したマンモス武幸団地周辺の包括的支援に日夜奔走されています。

このような会員のための積極的かつ模範となる活動を、当協会表彰規定に照らし、推薦いたします。

日本介護支援専門員協会埼玉県支部だより

□ 日本介護支援専門員協会埼玉県支部第8回定期総会報告

6月1日(日)埼玉県介護支援専門員協会の総会・基調講演、研究大会終了後埼玉教育会館 201.202 会議室で開催しました。会員数143名、出席者数20名、委任状89名、合計109名となり、出席総数が過半数以上でしたので総会が成立いたしました。

1号議案:平成25年度収支報告

2号議案:平成26年度予算案

を審議し、賛成多数で可決されました。

□ 日本介護支援専門員協会総会報告について

■ 総会報告

平成 26 年 6 月 22 日、都内で社員総会が開催されました。議案として上程された平成 25 年事業報告及び決算案、平成 26 年度事業計画案及び予算案等 7 つの議案はすべて承認されました。

なお、今総会では役員の改選はありませんでした。

埼玉県支部では代議員として田中すま子氏(当協会会員、JCMA会員)が出席されたのでご報告いたします。

賛助会員コーナー

- | | |
|------------|---------------|
| ・医療法人地の塩会 | 戸田東在宅介護支援センター |
| ・あいえん(株) | まごころサポートセンター |
| ・中央法規出版(株) | 東京営業所 |

ご支援ありがとうございます。

受付順、掲載の許可をいただいた事業所のみ掲載しております。掲載は、年2回しております》

県リハ「障害者支援施設」見学会参加者募集

埼玉県総合リハビリテーションセンター（県リハセンター）では、埼玉県介護支援専門員協会の会員の皆様を対象とした障害者支援施設の見学会を開催します。

- 日 時 平成26年9月17日（水）午後1時30分～午後4時
- 場 所 埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市西貝塚148-1）
- 内 容 センター障害者支援施設の概要や利用方法の説明、施設及び訓練内容の見学等

<見学会の趣旨>

- 県リハセンターは、病院部門、障害者施設部門、更生相談所からなる障害者福祉の拠点施設です。
- 脳血管疾患(CVA)を発症した40～50代の若年の方は介護保険の対象となりますが、復職や新規就労など社会復帰への支援が重要な課題となります。
- センター障害者支援施設では、障害者総合支援法に基づき、ADLの向上による家庭内での介護負担の軽減や社会参加、復職や新規就労の支援など、肢体不自由者（身体障害者）に対する訓練を行っています。
- 若年の方が皆様のところに相談にお見えになった際や、すでにケアプランを作成中の方でも復職や社会参加などに支援が必要だと思われる方がいらっしゃいましたら、当施設の利用についてもご検討下さるようお願いいたしたく、施設の見学会を開催するものです。
- 介護支援専門員の皆様方に、第2号被保険者が利用できる障害者支援制度やその訓練の様子をご覧いただき、今後のお仕事の参考にさせていただけることを願っております。
- たくさんの皆様のご参加をお待ち申し上げます。

<参加申込方法>

- 参加ご希望の方は、直接 県リハセンター「サービス調整担当」にFAXでお申し込みください。
A4用紙に ①事業所名 ②参加者氏名 ③連絡先電話番号 ④FAX番号 を記載し送信してください。（様式は自由です） FAX番号：048-725-0211
- 申込み締切り 8月20日（水）（先着60名とさせていただきます。）

（お問合せ：電話048-781-2259（直通））

事務局からのお知らせ

事務局から

- 更新手続きのお願い… まだ更新手続きされていない(平成26年度年会費未納)方に再度ご案内しております。
- 広報部員募集 … こんな記事を自分で書きたいな、あの方にインタビューしてみたい。こんな写真を掲載したいな等 ご希望の方がいらっしゃればぜひお声掛けください。在宅でできる仕事です。
- 広報誌原稿募集 … 掲載したいテーマ案、原稿、その他事業所の紹介文等ご希望の方はお知らせください。今回は、9月末に発行予定です。



編集後記

今総会は、昨年比30%強の多くの方に参加していただきました。総会シーズンで重なったりしたケースもありましたが、一般社団化に向けて強い関心もあったかと思えます。総会終了後、デスクッションタイムを取り、会員の皆さんが困っていることなど積極的な質疑も行われ、総会に参加して良かったとの感想もいただきました。基調講演では厚労省振興課総括課長補佐遠藤様から、介護支援専門員のあるべき姿について、熱気のこもった含蓄あるお話をいただきました。今一度原点に振り返ってみてはいかがでしょうか。なお、広報誌本号およびH26年新年号に、遠藤氏の講演内容の一部を掲載しております。ご覧ください。

T・Y

発行人： 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 野呂 牧人
特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館内
TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344
Email : jn.kcx_vau.nd@palette.plala.or.jp
HP : <http://www.saitama-cm.com/>

